

荒天時の走錨等に起因する事故防止について

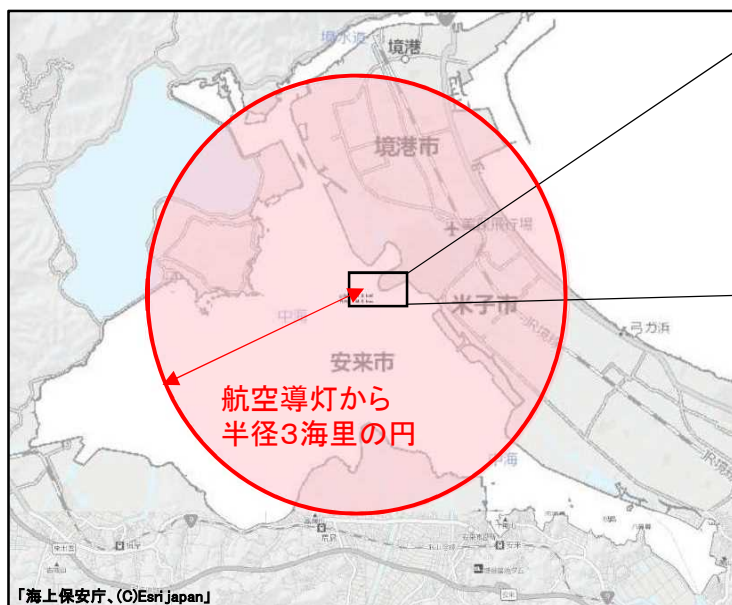
～荒天時における境海上保安部からのお願い～

中海に設置されている米子空港の航空導灯(西側)を中心とする半径3海里以内の海域においては、荒天時の走錨等に起因する事故を防止するため、**錨泊の自粛をお願いします。**(美保湾を除く)

錨泊の自粛をお願いする期間: 気象庁から鳥取県米子地区又は島根県松江地区に「**暴風**」又は「**暴風雪**」の**気象警報**が**発表**又は**発表が予測される時から同警報が解除されるまで**。

※ 走錨: 強風などによって船が錨を引きずりながら流されること。

【荒天時の錨泊自粛海域図】



錨泊の自粛をお願いする期間ではなくとも、**『走錨は起こりうる』**との認識のもと、以下の点について注意して運航してください。

- ・ 最新の気象情報等を入手し、影響が少ない海域へ早めの移動(台風の右半円を避ける等)
- ・ 状況に応じて錨泊をしないという選択肢も考慮(ちちゅう等)
- ・ 運航管理者等による安全を重視した適切なサポート(船側が必要とする情報の提供、助言)



平成30年9月4日、台風21号による強風の影響で走錨した船舶(油タンカー、総トン数2,591トン)が、関西国際空港連絡橋に衝突、船舶交通の安全が阻害されるとともに、空港へのアクセスが遮断され、人流・物流に甚大な影響が発生しました。境海上保安部では、中海で同種事故が発生するのを防止するため、荒天時における錨泊の自粛を求めるものです。事故防止のため、ご協力をお願いいたします。